

令和5年 第10回

# 南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和5年10月16日（月）

会 場 南会津町館岩会館

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月16日(月) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町館岩会館 2階 会議室

3 出席した委員

農業委員 9名

1 番	星 隆 一	2 番	芳 賀 美 紀	3 番	平 野 恒 二
4 番	馬 場 崇 裕	6 番	湯 田 義 三	7 番	星 洋 一
8 番	酒 井 圭	10 番	湯 田 孝 義	11 番	室 井 文 一

農地利用最適化推進委員 6名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 修 二	田島第7	野 中 勉
田島第8	平野 信行	館岩第1	佐藤 春香	伊南第2	星 博 孝

4 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	長谷川 春奈
------	-------	----------	-------	----	--------

5 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

## 6 会議の概要

- 事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
- 議長 それでは、只今から議事に入ります。  
日程第1「欠席委員の報告」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、5番、湯田重行委員、9番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、6名に出席していただいております。
- 議長 続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、7番、星洋一委員、8番、酒井圭委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
- 議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。  
事務局からご報告をお願いします。
- 事務局 (事務局長 報告)
- 議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら挙手願います。質問はございませんか。
- 議長 質問がないようですので、次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第2区、星修二推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島 2 (星修二) 説明いたします。譲渡人は、●●●●さん、\*\*県\*\*\*市の方でございます。譲受人は、○○○○さん、\*\*\*の\*\*\*の住宅に住んでおります。10月12日に直接、○○○○さんのほ場でお会いしまして、ちょうど稲刈りをやっていたところですが、お話を伺いました。申請理由ですが、譲渡人は、他市町村への居住による農業廃止に伴い、△△△円で売り渡し所有権の移転を行い、譲受人は、当該申請農地を買い受け経営規模の拡大を行うものです。当該農地は、農業経営基盤強化促進法による利用権が譲受人と設定されておりまして、既に○○○○さんが5年間耕作されています。次に、農地法第3条の許可条件の各要件ですけれども、1点目、農作業の農作業常時従事要件、2点目、地域との調和要件、3点目、農地全てを効率的に耕作する全部効率要件でございますけれども、現に耕作しておりますので、なんら問題ないかと思っております。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題はございません。

以上、調査の結果、許可が相当だと判断されますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1について、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第2区、  
星修二推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島2 (星修二) 譲渡人は、●●●さん、78歳、\*\*\*\*\*の\*\*に住んで  
おります。譲受人、○○○さんは、\*\*\*\*\*字\*\*\*\*\*番地に住ん  
でおります。土地の所在は、\*\*字\*\*\*\*\*番の\*です。地目は畑、面  
積は□㎡です。農用地区域外の農地でございます。10月13日、○○さ  
ん宅でお会いして調査しました。15日、●●さんに電話で確認をいたし  
ました。申請理由ですが、譲渡人は、農業廃止に伴い△△△円で売り渡  
し所有権の移転を行い、譲受人は、当該申請農地を買い受け経営規模の  
拡大を行うものです。次に、農地法第3条の許可条件の各要件ですけれ  
ども、1点目につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、  
譲受人本人180日となっており、目安となっている年間150日の農作業  
常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件に  
つきましては、同地区内には集落営農などの組織や他の農業者の集積、  
農地の分断など、他の農地利用に影響を与えることはないと考えされま  
す。3点目、農地全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、  
トラクター、耕運機などの農機具を保有しておりますので、当該申請地  
を含め、全てを効率的に耕作管理することに問題はないかと思われま  
す。最後に、農地所有適格法人につきましては、譲受人は法人ではありま  
せんので問題はありません。以上、調査の結果、許可が相当だと判断され  
ますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま  
した。
- 議 長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の伊南第2区、星博孝推進委員から調査結果の説明を  
お願いします。
- 伊南2 (星博孝) 報告いたします。譲渡人、●●●さん、\*\*\*字\*\*\*、譲  
受人は、○○○さん、同じく\*\*にお住まいの方です。10月12日にお  
会いしまして、調査を行いました。まず申請理由ですが、譲渡人は、他  
市町村へ居住による農業廃止に伴い、△△△△円で売り渡し、所有権の  
移転を行い、譲受人は、当該申請農地を買い受け、耕作管理を行うもの  
です。次に、農地法3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、  
必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましても、聞き取り  
をしましたところ、譲受人本人180日、妻180日となっており、年間150  
日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との  
調和要件につきましても、同地区内には、集落等の組織や他の農業者の  
集積、農地の分断、他の農地利用による影響を与えることはないと考え  
されます。譲受人は、既に同地区内で耕作されているため、問題はない  
と思われます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件に  
つきましても、トラクター、耕運機の農機具、軽トラを保有してありま  
すので、効率的に耕作管理することに問題はないと思われます。最後に、  
農地所有適格法人要件につきましても、譲受人は法人ではありませんの  
で問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されま  
すので、審議をお願いします。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。
- 6 番 (湯田義三) 譲渡人、●●さんが他市町村へ居住となっておりますけれ  
ども、差し支えなかったらどこか教えてもらえますか。
- 伊南2 (星博孝) はい。旧\*\*地区から、\*\*に住んでいらっしやいます。
- 議 長 他に、本案に対して質疑はございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については原案のとおり決定いたしまし  
た。  
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可  
申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委  
員から調査結果の説明をお願いします。

田 島 1 (渡部昭雄) はい。10月12日に電話で確認をいたしました。譲受人は、  
〇〇〇さん、現在、\*\*村に住んでらっしゃいます。譲渡人は、●●●  
さん。●●●さんとは連絡が取れなくて、●●●さんの妹さんの◎◎◎  
◎◎さんという方と連絡を取って話をしてまいりました。申請理由は、  
現在、\*\*村に住んで農業をしておりますが、今住んでいるところの家  
が老朽化し、住めない状態ということで、新たに南会津町の\*\*地区の  
都市計画区域内で宅地の増設をしておりますが、そこに土地を買い求め  
て、引っ越しをしたい。農業は、\*\*村で農業をしておりますので、通  
う形になります。条件ですが、もう既に宅地化されておりますので、農  
業経営には問題ありません。資金面は、銀行関係、融資の許可はでてお  
りますので、問題ないと思います。支出合計が△△△△△円になってお  
ります。これは全額、借入金で賄うということでございました。家を建  
てる場所、非常に利便性がありまして、銀行とかスーパーに近いとい  
うことで、ここに決めたということでございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1について、原案のとおり決定いたしまし  
た。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。

地区担当調査員の田島第5区、湯田雄市推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長) 事件番号2についてご説明させていただきます。資料は5ページになります。併せて、資料ナンバー2もご覧いただきたいと思います。譲渡人、設定人ですが、\*\*\*の●●●●さんになります。譲受人、被設定人につきましては、株式会社○○○○○○となっておりまして、\*\*にある会社になってございます。許可を受けようとする土地の表示は、両方とも一時転用ということで、\*\*\*字\*\*\*番と\*番、地目は、両方とも田となっております。転用面積ですが、\*\*\*番は、□m<sup>2</sup>のうち□□□m<sup>2</sup>、\*番は、□□□□m<sup>2</sup>のうち□□□m<sup>2</sup>となっております。転用施設の概要は、無線基地局設置の工事用地となっております。地代につきましては無償。権利を設定する種類といたしましては、使用貸借権の設定となっております。申請事由につきましては、現在、南会津町\*\*\*地区周辺の携帯電話通信状況の改善及び通信エリア拡大を目的に◇◇◇◇◇◇の無線基地局の増設工事を行う。そのための資材置き場や工事車両を置く場所ということでした。\*\*\*番は、既に基地局が建っておりまして、●●さんの方から使ってもいいよというようなことで許可が得られたということで、こちらを一時転用の許可申請ということで上がってまいりました。権利の設定期間としましては、許可の日から5か月となっております。申請理由は、今ほど説明したとおりです。立地基準につきましては、2筆とも農用区域内の農地となっておりますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものということで、南会津町で定めております農業振興地域の整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないということで、認められるということです。許可できる基準となっております。その他5条の一般基準ですが、1点目の転用行為を行うに必要な資力及び信用があると認められるという要件ですが、造成費△△△△円ということで事業計画を立ててありますが、全て自己資金で賄う計画となっております。残高証明書等もついておりまして、転用行為に必要な資金は、そこから支出できるということで問題ないと思われまして、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかという点ですが、当該申請地につきましては、既に無線基地局が設置されているということと、耕作者等はおらず、所有者の同意も得ているということで、問題ないと思われまして、3点目の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがあるかという点についてですが、こちら計画が具体的になっておりますので問題ないと思われまして、申請に係る事業について、行政庁の許可等の処分等の調整が済んでいるかという点ですが、こちら無線基地局となっておりますので、既に他の行政庁との調整が済んでいるということですので、問題はないと思われまして、5点目の転用面積が申請に係る事業目的からみて適正と認められるかという点についてですが、無線基地局設置の工事用地として□□m<sup>2</sup>については、過大な面積ではないと思われまして、最後に、周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れはないかという点ですが、既に基地

局が設定されているという点と、一時的な使用でありまして、建物等の設置もないということです。特段、周辺農地への影響もない。周辺農地については休耕地となっているということです。特段、問題はないと思います。以上、推進委員さんに調査していただいた内容を踏まえまして、問題はないと思いますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2について、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第2区、星修二推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島2 (星修二)ご説明いたします。譲渡人は、●●●●さん、\*\*字\*\*\*番地に住んでおります。譲受人は、○○○○○○です。10月11日、申請人の現場代理人である◎◎◎さんにお会いして調査いたしました。申請理由ですが、◆◆◆◆◆◆◆◆の発注により、砂防工事のための仮設現場事務所と資材置場として使用したいということです。当該申請農地は、工事施工箇所近く、町道の出入りが安易なために最適地と判断し、一時転用許可申請を行うものです。転用の目的は、仮設現場事務所の設置、転用期間は、許可の日から2年間です。権利の種類は賃貸借の設定でございます。立地条件ですが、いわゆる農地の区分になりますので、事務局に調べていただきました。当該申請地は、農用区域内にある農地以外の農地であって、第2種農地となっております。第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによりできないとなっておりますが、当該申請地以外に当該申請に係る事業の目的を達成する最適地が無いことや仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの、一時転用であることから、例外的に許可し得る許可基準となっております。次に、一般基準の項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力がある等については、用地費△△△円、造成費△△△△円、建築費△△△円、支出合計△△△△円は、全て自己資金で賄う計画となっております。申請書に添付されている普通預金通帳の写しを確認したところ、事業に係る経費を賄える預金残

高であることから、問題ないと思われます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、現在は、休耕地で耕作者もいないということです。また、登記簿に抵当権などの設定もありませんので問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することがあるのかについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許可等の見込みはあるかについてですが、問題ないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、仮設現場事務所、休憩所として□□㎡、資材倉庫、簡易トイレとして□□㎡、転用合計面積□□㎡は、転用許可申請面積として過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということですがけれども、他の農地、この周辺で作物を作っているところがないので、農地の分断も無いことから問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号4を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明  
をお願いします。

田島 1 (渡部昭雄)10月12日に調査をしました。譲受人、○○○さん、\*\*町  
に住んでらっしゃいます。譲渡人は、●●●●さんです。譲受人の○○  
○さんと連絡が取れなくて、行政書士の◎◎◎◎さんとお話をしま  
いました。申請理由は、現在、\*\*町で実家に親と住んでいますが、子  
供が生まれたことで手狭になったということで、新たに家を建てたい  
ということになったそうです。土地の場所は、先ほど申し上げました、都  
市計画事業の宅地化内でございまして、既に宅地化されてございま  
す。場所も駅に近いなど利便性です。銀行やスーパーまで近いので、こ  
こに決めたということでございまして。資金面ですが、こちらは、◆◆  
銀行の住宅ローンの審査の結果をいただいておりますので、問題は  
ないと思っております。それから転用面積ですが、これは妥当である  
と考えております。農地の分断も無いことから、問題はありませ  
ん。以上でございます。

- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号4について、原案のとおり決定いたしまし  
た。
- 議 長 次に、事件番号5を議題といたします。  
なお、事件番号6から8についても、事件番号5と同様の案件ですの  
で、地区担当調査員の舘岩第1区、佐藤春香推進委員から一括して調査  
結果の説明をお願いします。
- 舘岩1 (佐藤春香)10月14日に調査しました。譲渡人、●●●さんの件と、事  
件番号6番、◎◎◎一さん、事件番号7番、◇◇◇さん、事件番号8番、  
◆◆さん。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○になります。みなさん同  
じところになります。まず、申請理由ですが、中山間地域総合整備事業  
において、コンクリート水路を更新する工事を行うため、隣接する農地  
に工事用道路を設置するため、事業対象の排水路の近隣で安全に作業で  
きる平坦な土地を選定した結果、当該申請農地を作業スペースとする必  
要があると判断し、当該申請農地で一時転用許可申請を行うものです。  
転用の目的は、工事用道路、転用期間は、許可の日から6か月間、権利  
の種類等、使用貸借権の設定です。立地条件ですが、いわゆる農地の区  
分になりますので、事務局に調べていただきました。当該申請農地は、  
住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進ん  
でいる区域で、第3種農地になります。第3種農地の転用は許可しうる  
農地となっています。また、当該申請は、仮設工作物の設置その他の一  
時的な利用に供するために行うものであることから第3種農地以外の農  
地でも例外的に許可できる許可基準となっています。次に、一般基準の  
各項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力があ  
るかかどうかについてですが、○○○○○○○○○○○○○○○○が行う、中山間地  
域総合整備事業の施工に係る一時転用行為であることから問題ないと思  
います。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てい  
るかについてですが、現況が原野、田となっていますが、所有者自身が  
耕作されているところとないところがあるのですが、登記簿を確認し  
ましたが、抵当権などの設定はありませんでしたので問題ありません。  
3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについ  
てですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。  
4点目、他の法令の許可等の見込みはあるかについてですが、問題ない

と思われます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、工事用道路としてそれぞれ、転用面積として過大でないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかですが、住宅裏に位置する農地であり、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われます。岩下のところは、もう収穫されていたので、来年までには、工事が終わって問題ないと思われます。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号5について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号5について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号6を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号6について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号6について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号7を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。





- 議 長 次に、事件番号 10 を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 10 について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 10 について、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号 11 を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 11 について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 11 について、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号 12 を議題といたします。  
なお、事件番号 13 についても、事件番号 12 と同様の案件ですので、  
地区担当調査員の田島第 7 区、野中勉推進委員から一括して調査結果の  
説明をお願いいたします。
- 田島 7 (野中勉) 番号 12 番と 13 番の報告をいたします。譲受人ですが、○○○  
○○○○○○となっております。12 番の譲渡人ですが、\*\*\*の●●  
●●●さん、13 番は、\*\*\*にお住いの◎◎◎◎さんとなります。土地  
の所有地、12 番は、\*\*\*\*\*の\*番、\*番、\*番、\*番、\*\*\*\*\*番  
の 5 筆となります。13 番は、この 5 筆の隣に農道を隔てたところ、\*  
\*\*\*の\*番となっております。面積は、資料のとおりです。施設の  
概要は、工事用道路ということです。用水路の工事の為の工事用道路で  
す。土地の使用は無償、権利の種類としては、使用貸借権の設定となっ  
ています。10 月 10 日、現地の確認と○○○○○○○○において○○○  
○○の技師○○様に直接お会いして調査をいたしました。申請理由です  
が、中山間地域総合整備事業において、コンクリート水路を更新する工



議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 12 について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号 13 を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 13 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 13 について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号 14 を議題といたします。  
なお、事件番号 15 についても、事件番号 14 と同様の案件ですので、地区担当調査員の田島第 6 区、湯田悌一推進委員が欠席しておりますので、事務局から一括して調査結果の説明をお願いいたします。

事務局 (係長)事件番号 14、15 になります。譲受人、被設定人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。設定人は、事件番号 14 が●●●●さん、15 番が◎◎◎◎さん、両方とも\*\*\*の方になります。こちら 2 件につきましても、一時転用となっております、\*\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番、地目は田となっております。転用面積は、記載されているとおりです。施設の概要は、工事用道路となっております。地代は無償、使用貸借権の設定となっております。こちら、中山間地域総合整備事業におきまして、コンクリート水路を更新する工事を行うため、一時的に作業スペースとして転用するというものとなっております。転用の期間は、許可の日から 6 か月間となっております。2 件とも農用地区域内の農地になってございますが、同じく一時転用ということで、例外的に許可し得る許可基準となっております。一般基準も、同じく転用行為を行うにあたる信用等につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が行う中山間地域総合整備事業でありますので、問題ないと思われま。2 点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということですが、こちら一筆については、原野になっている状況があります。もう一筆、◎◎◎◎さんの方につきましては、◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇で利用権設定がされていますが、農閑期に工事を行うということで、同意を得ているということで、問題ないと思われま。3 点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがあるかという点ですが、計画が具体的でありますので、遅滞なく着手されると思われま。申請に係る事業について

行政庁の免許、許可、認可等の処分等についてですが、こちらも問題ないと思われま。5点目の転用面積が妥当であるかについてですが、作業スペースとして、過大ではないと思われま。6点目の周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかという点ですが、農閑期に工事を行うということですので、他の農地に対する営農条件への障害、日照の問題、農地の分断等も無いと思われま。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号14について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号14について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号15を議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号15について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号15について、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第8区、平野信行推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 8 (平野信行) はい。10月15日に直接お会いして、確認してまいりました。申請理由は、昭和55年頃、杉を植栽し、現在成木し、杉林となっており非農地化していますので、現況確認証明により土地地目変更登記を行うためです。現況確認証明の許可の条件4つについて説明します。1点目、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。昭和55年に杉を植栽し、現在は杉林となっているため、農地への復旧は適切ではないと思われま。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた経過もなく、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんので、問題はありません。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましては、事務局に確認していただきましたところ、農地法及び農地法の施行についての第2条関係の1に定める農地についての定義に記載されている農地に当たらないため、証明の対象となるものとして問題はないそうです。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおり、昭和55年に植林されてから農地としての利用はなく、現在に至っている状況ですので、非農地化しているものと思われま。以上、調査の結果、証明が相当であると判断されますので、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1 (渡部昭雄) はい。10月13日、現地に行つてまいりまして、立会人は、○○○○○○の社長と一緒に現場を確認してまいりました。申請人は、●●●●さん、現在は\*\*に住んでいらっしゃいます。土地は、\*\*\*番\*、地目は畑、現況では雑種地となつておりまして、面積は□□m<sup>2</sup>、農用地区域外の農地でございます。申請理由は、地目変更というこ

とです。なお、非農地化した経過というのとは分からないのですが、◎◎◎◎◎の社長に聞いたところ、昭和 22 年頃に宅地として使っていたらしいのですが、現在、建物はございません。現場を確認いたしましたところ、既に住宅化されておりまして、今更、農地に戻すというのは難しいと判断いたしました。現在は、非常に荒れた状態です。雑種地。税金も、雑種地といいますか宅地として課税されております。私は、農地に戻すということは無理だと思っておりますので、この申請は妥当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 2 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 2 については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第 3 号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第 7 「議案第 4 号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (長谷川) 事務局の長谷川です。議案第 4 号の農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書 17 ページをご覧ください。利用権設定 10 月分の内訳ですが、新規での設定が 4 筆、地目は全て田んぼで、合計 □□□㎡となっております。利用権設定の一覧は、次のページ、18 ページにございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 続きます。日程第8「議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (長谷川) 議案第5号の農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明いたします。20ページ、21ページに一覧がございます。こちらは、中間管理事業一括方式で設定された、耕作者変更に伴う再転貸になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、意見を求められておりますので、議案のとおり適当と認めてよいか伺います。なお、再転貸を受ける耕作者につきましては、同法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが確認できております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。  
総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (局長 説明)

議 長 説明が終わりました。  
何か質問はございますか。

議 長 ないようですので、次に、協議事項について、事務局から説明を求めます。

事務局 (局長 説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。

田島 1 (渡部昭雄) 意見書の提出者は、農業委員全員で行うのか。

事務局 (局長 回答)

議長 それでは、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (局長 説明)

議長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。  
ないようでしたら、その他に入ります。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 (係長 年金、鳥獣関係について説明)

議長 他に質問ございませんか。  
無いようでしたら、職務代理の方から閉会の言葉をお願いいたします。

職務代理 (湯田孝義) 議案も大変多かった訳ですが、長時間にわたってありがとうございます。これをもって閉じます。

閉会 午後 3時15分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議長

7 番

8 番